

三日社長ニ對シ (1) 請員賃金値上 (2) 常備給別及別定  
(3) 請員賃銀が常備給ニ至ラサレ時ハ常備給ヲ支拂フ  
コト (4) 俵所脱衣所ヲ洗所等ノ設備改善ヲ嘆願シタ  
ルニ社長ハ「可成其ノ意ニ副フヘシ努ムベキモ直チ  
ニ実行困難ナリ」トノ回答ヲ與ヘタル爲メ事態險惡  
トナリ急業ニ入ラントセシモ元工場員生助徳太郎ノ  
忠告ニヨリ要亦ヲ撤回シ一時解決シタリ  
然レ共労働者間ニハ高不協ノ氣分溢シ居リタルニ本  
月五日後藤社長ハ全労働者ヲ集合セシメ「過日ノ紛  
争ニ就テハ勞資双方ニ欠陥アリ要亦ニ就テハ自分モ  
充分考慮シテ其ノ意ニ添フ目的ナルモ相違時日ヲ要  
スルニ付其間誠意ヲ以テ就業セラシタシ」ト訓示シ

タルニ労働者ハ茲訓示ニ對シ不平アリ其ノ一部ノ者  
ハ休憩所ニ集合密議ノ上「三上毒男」ヲ固執シ「三上邦留  
吉」ヲ代表トシ社長ヲ訪問ノ上別記(一)要亦書ヲ交付シ  
一面労働者ハ急業スルニ至レリ

### 六、経 過

#### (1) 交渉状況

之日後藤社長外三重役ハ前記代表者ヲ招致会見シテ  
折衝シ別記(二)ノ通り協定シタルガ翌七日代表者ハ更  
ニ社長ト会見急業二日間ノ日給一人當リ二月五十先  
ヲ要ホシタルニ是ヲ容レタルヲ以テ金ク解決シ労働  
者側ハ別記(三)ノ声明書ヲ發表シ就業シタリ

右及申(通)報候也